

吉野川市農業委員会総会議事録
(令和5年12月)

1. 開催日時 令和5年12月19日(火)
午後3時30分から午後4時22分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室

3. 出席委員 16人

会 長	3番 真 梶 広 也
会長職務代理者	6番 山 口 博 史
副会長	13番 近 藤 清 夫
	15番 松 本 武 夫

委 員

1番	大塚 春幸	2番	藤本 敏夫	3番	真梶 広也	4番	久保 さとみ
5番	安部 健司	6番	山口 博史	7番	芝高 敏雄	8番	河野 隆義
9番	南園 恵志	10番	川端 武夫	11番	原田 正昭	12番	藤川 利文
13番	近藤 清	14番	原 博一	15番	松本 武夫	16番	阿部 芳浩
17番	江本 康治	18番	瀬尾 誠悟	19番	大久保光江		

4. 欠席委員 3人 (2番 藤本敏夫 4番 久保さとみ 17番 江本康治)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員 13人)

1区	遠藤予志郎・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・天満茂樹
5区	鎌倉英章・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	楮山富行・天野宣正		

欠席委員 4人 (毛利益三 高野康寛 住友武司 吉田 健)

6. 議事日程

- | | |
|----|-------------------------------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 第2 | 議第40号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 第3 | 議第41号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 第4 | 議第42号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 第5 | 議第43号 農地法の適用を受けない土地の証明願について |
| 第6 | 議第44号 農用地利用集積計画の決定について |

- 第7 報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
第8 報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	尾西稔生
局長補佐	原田裕充
主査	森本佑治

8. 議事進行

事務局

総会の開会に先立ち、ご報告いたします。

先ほど、会長、会長職務代理者、副会長2名によりまして、市長に対し、先月の総会で配布させていただいた案のとおり令和6年度吉野川市農業施策に関する政策提案書の提出を行ってきました。これは、徳島県農業会議が知事に対して政策提案したものを参考に作成しており、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定の基づき、毎年提案するものでございます。

事務局

それでは、ただ今から、令和5年12月吉野川市農業委員会総会を開会致します。

本日は2番 藤本委員、4番 久保委員、17番 江本委員から欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。本日の出席委員は、19名中16名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員13名にも出席いただいております。

それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、真相会長にお願い致します。

会 長

(会長挨拶)

議 長

まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。

(異議なしとの声)

議 長

異議なしということでございますので、8番、河野委員、9番、南園委員に、議事録署名をお願い致します。

本日の定例会に出ております議案は、

議第40号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議第41号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	1件
議第42号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	5件
議第43号	農地法の適用を受けない土地の証明願について	4件
議第44号	農用地利用集積計画の決定について	

報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について

報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長 議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本総会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの、意見の発言にとどめてください。よろしくお願い致します。

議 長 それでは、議第40号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

議 長 まず最初に、議第40号1番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字鳥取畑、地目は、台帳、現況共に田、面積は272㎡です。譲渡人は、申請地を相続しましたが管理が困難であり、隣地所有者の孫にあたる譲受人に買い取ってもらう話がまとまったことです。譲受人は会社員ですが、農業を営む祖父とともに耕作もしており、申請地では自家消費用のブロッコリーを作付けするそうです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番 8番、河野です。申請内容については、事務局から説明があったとおりでございます。申請地は昨年から譲受人が借り受けて耕作をされている土地でございます。取得後も引き続き野菜等の耕作がされるものと思われます。何も問題はないかと思われますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第40号1番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

- 議 長 異議なしということでございますので、議第40号1番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第40号2番及び3番の贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に畑、面積は0.66㎡です。譲渡人の土地は、現況と登記において形状に違いがあり、登記簿上では市道や隣接地の一部を取り込むような形となっていたため、現況と相違する部分を分筆して贈与することになりました。この申請地については、分筆前から譲受人が農地として使用しており、取得後も同様に農地の一部として利用します。
- 事務局 続いて3番でございますが、2番と関連しており、位置図も資料2です。
申請地の所在は、山川町諏訪、地目は、台帳、現況共に畑、面積は17㎡です。2番と同じく、現況と相違する部分を分筆し贈与するものです。こちらも分筆前から譲受人が農地の一部として使用しており、取得後も同様です。
2番、3番とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 10番 10番、川端です。先日、現地を確認しましたが、実際利用している方が農地の所有者になるということで問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第40号2番及び3番の贈与による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号2番及び3番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第40号2番及び3番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第40号4番の売買による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

- 事務局 4番でございます。3筆でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、山川町川田、地目は、台帳、現況共に田、合計面積は1,487㎡です。譲渡人は申請地の管理に困っており、かねてから農地の処分を考えていました。申請地近くに居住する譲受人に相談したところ、売買の話がまとまったそうです。譲受人は、農地取得後は柑橘類の果樹を作付けし管理していく予定です。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、9番、南園委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 9番 9番、南園でございます。補足説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。譲受人の東隣の土地が譲渡人の元の家でございました。現在は取り壊して宅地となっています。この宅地を処分することになり、農地も併せて売買することで譲受人と話がまとまったようでございます。譲渡人は高齢で、今回の農地も貸し地として耕作してもらっていましたが、返還を受け、管理に困っていたとのことです。何ら問題ないと思いますのでご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第40号4番の売買による所有権移転につきましては、許可要件を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第40号4番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第40号4番につきましては、許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、議第41号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。
- 議 長 それでは、1番の資材置場のための一時転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書2頁をご覧ください。1番でございます。2筆でございます。位置図については、資料4です。
申請地の所在は、山川町雲宮、地目は、台帳、現況共に畑、合計面積は2,797㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種

農地でございます。

申請地に隣接する自宅の改修工事と外構工事に関し、大量の資材の保管及び頻回の搬入搬出車両の出入りが必要となり、道路への接続が容易で、建造物を損傷破壊することなく、長期間利用可能な工事資材置場として申請地を一時転用したいとのことです。なお、改修している家屋は大正時代のものであり、文化財としての価値もあるとして改修期間も通常より長く、一時転用期間も3年間での申請となっております。

計画概要は、申請地は現状のまま資材置場及び車両通路として利用し、一時転用期間終了後は、客土を施し、畝(うね)を作り、原状に回復することです。周辺農地への影響も現状と変わらないものと考えられます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われれます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、12番、藤川委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

12番 12番、藤川です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現在も改修工事は進行中ですが、進入路の拡張と、建築資材や工事が出る残土などの仮置き場ということで転用の申請が出ております。何も問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第41号1番の、資材置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第41号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第41号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第42号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。

議 長 それでは、1番及び2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字鳥取畑、地目は、台帳、現況共に田、面積は959㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

譲渡人は、高齢で県外在住のため農地の管理に苦慮しており、この度、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになったようです。

計画概要は、太陽光パネル164枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金1029万4千円を予定しています。

土地の造成については行わず、現況地盤面をそのまま利用し、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲にフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁と土羽があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されております。

事務局

続いて2番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、鴨島町敷地字壱町地、地目は、台帳、現況共に田、面積は623㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。

この案件についても1番と同一の法人が農地を譲り受け、太陽光発電施設を設置するものです。

譲渡人は高齢で、家族も体調が悪く、農地の管理に苦慮しており、譲受人に、申請地を太陽光発電施設用地として譲り渡すことになりました。

計画概要は、太陽光パネル126枚、パワコン10台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を四国電力株式会社へ売電する計画です。事業費は自己資金807万1千円を予定しています。

土地の造成については行わず、現況地盤面をそのまま利用し、雑草管理として、防草シートを施工する予定です。また、周囲にフェンスを設置します。土地の境界には、既存の擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

給排水は無く、雨水については、地下浸透させますので、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されております。

以上1番及び2番の申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。両申請地とも利用権設定によりこれまで近隣の方が耕作されていましたが、最近解約がされたものでございます。所有者の方も高齢であり、家族の方も農業はしておらず、管理に苦労されていたとのことで、今回売買の話がまとまったようでございます。周辺農地への影響は無いと思われます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第42号1番及び2番の売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につき

まして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号1番及び2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第42号1番及び2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして、3番の売買よる資材置場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3頁をご覧ください。3番でございます。位置図については、資料6です。
申請地の所在は、鴨島町喜来字高松、地目は、台帳、現況、共に畑、面積は632㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
申請地は農地ではありますが、転用許可を得ることなく、既に資材置場とすべく工事を始めておりました。始末書の提出があります。

(始末書読み上げ)

転用の経緯は始末書にもありましたが、体調不良により農作業が困難になったことから、土地所有者の独断により、譲受人へ建設業用資材置場への工事開始が可能と説明し、転用許可を受けることなく工事が始まっています。農地転用許可申請書の提出にあたり、事前に内容の聞き取りをした結果、違反転用と判明しましたので現在は工事は止めております。

譲受人は宅地の造成工事や建物の外構工事を行っている、県外の法人ですが、徳島県内での施工件数が増えており、現場に近い場所に資材置場を探していたとのことで、申請地は徳島市内にも近く非常に利便性が高いとのことです。

土地の造成は、既設擁壁に加え、土砂流出防止用のコンクリートブロックを設置し、山土及び碎石を敷き転圧します。

給排水は無く、雨水は地下浸透させることから周辺への影響はありません。

その他関係書類は添付されております。

以上、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 今回、弁明の機会を与える意味もあり、土地所有者ご本人に来ていただいておりますので入室していただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)(土地所有者入室・弁明・退室)

- 議 長 続きまして、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1番 1番、大塚です。この案件は11月に許可申請の話があった時、既に資材置場へ転用する工事が始まっているとのことでしたので、事前に関係者から経緯の聞き取りを致しました。譲渡人は不動産業を営んでおり、農地を転用するには許可が必要であることも知らないわけではなく、今回許可申請前に工事開始可能と譲受人に説明し、実際に工事が始められていることは、どのような理由があったとしても責められるところだと思います。ただ、転用の内容自体は問題はなく、始末書のとおり本人も今後このようなことがないように気をつけるとのことですし、工事中断により通常の手続きをした時より資材置場としての利用開始時期は遅れることとなりますので、今回は許可もやむを得ないのではないかと思います。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第42号3番の売買による資材置場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号3番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第42号3番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、4番の使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 4番でございます。位置図については、資料7です。
申請地の所在は、鴨島町上下島字片センダン、地目は、台帳、現況、共に田、面積は398㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第2種農地でございます。
借人は市内の賃貸住宅に居住していますが、今回、実父所有の申請地を借り受け、居宅を新築する予定です。申請地には、木造平屋建て住宅、建築面積125.87㎡を建築する計画で、事業費は自己資金1,700万円を予定しています。
土地の造成については、東側の接道面以外は境界にコンクリートの擁壁を新設し、盛土して整地するとのこと、土砂等の流出はありません。給水については市上水道を使用、排水は市下水道に接続し、雨水については東側道路に側溝を新設し既存側溝へ放流するとのこと、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、1番、大塚委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 1番 1番、大塚です。親の農地を子が借り受け、転用して居宅を建てるということで、特に問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第42号4番の使用貸借権設定による居宅新築のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号4番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議 長 異議なしということでございますので、議第42号4番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議 長 続きまして、5番の売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。
- 事務局 5番でございます。位置図については、資料8です。
申請地の所在は、鴨島町知恵島字北須賀東、地目は、台帳、現況共に畑、面積は1,063㎡でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の第3種農地でございます。
譲受人は市内の医療法人であり、訪問看護等を行っていることもあり業務用車両と従業員車両を合わせ30台余りの駐車スペースが必要です。現状の駐車場は面積が不足しており、申請地は十分な広さがあり、事業所に隣接するため利便性もよく、今回売買の話がまとまり申請に至ったとのことです。
計画概要は、自己資金500万円により、既設擁壁に加え、コンクリート擁壁を新設後、表土をすき取り、山土で20cm盛土、再生碎石を10cm敷き転圧して仕上げますので土砂の流出はありません。給排水は無く、雨水は地下浸透させる計画で、周辺への影響は現状と変わらないと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。以上、ご審議の程よろしくお願い致します。
- 議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、18番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 18番 18番、瀬尾です。申請地は、病院のすぐ東側にありまして、駐車場として使い勝手がいいとのことで、既存の駐車場は今回の申請地取得後に所有者へ返還するそうです。事務局と現地確認もしましたが、特に問題な

いと思います。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第42号5番の売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第42号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第42号5番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、議第43号、農地法の適用を受けない土地の証明願について、でございます。
1番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第43号農地法の適用を受けない土地の証明願についてご説明致します。

議案書の4頁をご覧ください。

従前は農地であった土地のうち、農地法第4条又は農地法第5条の許可を受けてはいないが、現在の土地の状況が農地とは認められない状態にあるもののうち、人為的な転用行為が行われてから既に20年以上が経過しており、かつ、農地への復元が不可能又は著しく困難であり、農地行政上支障がないと認められるなどの場合、非農地証明書の交付を受けることができるものです。

1番でございます。位置図については資料2です。

所在は、山川町諏訪、地目は台帳は畑、現況は宅地、面積は9.28㎡でございます。

こちらは備考欄にもありますように、議第40号2番と3番と関連しており、同じ理由で、現況と相違する部分を分筆の上、適正な状態に修正するものです。

申請地は隣接地と共に宅地として長年一体利用されており、申請人より提出された、平成3年3月13日に撮影された航空写真により、申請地が農地ではなく宅地として利用されていること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。以上でございます。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、10番、川端委員の方から、補足説明をお願いします。

10番 10番、川端です。現地調査をした結果、宅地の一部としてブロック塀が設置されており、農地とは言えない状態でした。非農地と判断してよいと思います。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第43号1番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第43号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第43号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 続きまして、2番から4番の非農地証明願について事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。2筆でございます。位置図については資料9です。
所在は、美郷字重野尾、地目は台帳が田、現況は山林、合計面積は1,785㎡でございます。
申請人の申告では、1件目は周辺の土地同様に昭和52年頃スギを植林し、2件目の土地は昭和60年頃耕作をやめ荒れ地となっているとのことです。

事務局 3番でございます。位置図については資料9です。
所在は、美郷字重野尾、地目は台帳が田、現況は山林、面積は771㎡でございます。
申請人の申告では、昭和50年頃スギやヒノキを植林し、現在に至っているとのことです。

事務局 4番でございます。位置図については資料9です。
所在は、美郷字重野尾、地目は台帳が田、現況は山林、面積は922㎡でございます。
申請人の申告では、昭和50年頃米作を止め、スギを植林し、現在に至っているとのことです。

2番、3番、4番とも、提出された現況の写真、平成8年に撮影された航空写真により、申請地が山林化していること、また、現況を考えると農地行政上支障がないと認められるため、非農地証明書の交付基準に適合していると判断されます。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、芝高委員の方から、補足説明をお願いします。

7番 7番、芝高です。いま、事務局から説明があったとおりで、何ら問題ないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員より説明がございました、議第43号2番から4番の、非農地証明願につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、採決を致します。議第43号2番から4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第43号2番から4番につきましては許可することに決定いたしました。

議 長 次に、議第44号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は5頁から24頁になります。議第44号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。

農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和5年12月5日付け5吉農林第319号で吉野川市長から諮問があったものでございます。

今回の農用地利用集積計画につきましては、利用権設定新規が30件64筆、同じく再設定が50件103筆でございます。

以上でございます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、議第44号について事務局より説明がありましたが、委員の皆さん、ご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議 長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第44号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議 長 異議なしということでございますので、議第44号につきましては、承認されました。

議 長 次に、
報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について
事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地の転用事実に関する照会について、をご報告致し

ます。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものであります。

議案書の25頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料10です。

照会地の所在は、山川町丸山、地目は、台帳、現況共に畑、面積は551㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年11月20日付けで回答したものでございます。

2番でございます。7筆でございます。位置図については、資料11です。

照会地の所在は、川島町学字峯八、地目は、台帳、現況共に畑、面積は3,350㎡でございます。照会地の現地確認を行った結果、既に農地の機能を失っていることを確認致しましたので、令和5年11月20日付けで回答したものでございます。

事務局

○報告事項(2)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の26頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、1件1筆でございます。

内容は、残存小作権の賃貸借権の合意解約でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(2)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

特にございません。

議 長

それでは、本総会の議案の審議については、全てが終了しました。

委員皆様のご協力を持ちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして今月の総会を閉会といたします。

閉 会

(終了時刻 午後4時22分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和 年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記